

お客さま 各位

株式会社東京スター銀行

「外貨自動振替サービス規定」改定のお知らせ

平素は東京スター銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

東京スター銀行では、このたび外貨自動振替サービスにつきまして、サービス内容等の変更のため下記のとおり「外貨自動振替サービス規定」を改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定以前よりお取り引きされているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容

以下の条項を改定いたします。

変更前	変更後
2019年7月版 外貨自動振替サービス規定 1. 【外貨自動振替サービス】 (1) 外貨自動振替サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、（後略） (2) ～ (3) 省略 2. 【振替】 (1) 省略 (2) 振替金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。3,000円以上5,000,000円以下の金額を1,000円単位でご指定ください。 (3) ～ (5) 省略 3. 【金利】 省略 4. 【サービスの変更】 本サービスは、対象通貨、振替日、振替金額（円貨額）および引落口座等、申し込み内容の変更はできません。	2019年9月版 外貨積立サービス規定 1. 【外貨積立サービス】 (1) 外貨積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、（後略） (2) ～ (3) 省略 2. 【振替】 (1) 省略 (2) 振替金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。1,000円以上5,000,000円以下の金額を1,000円単位でご指定ください。 (3) ～ (5) 省略 3. 【金利】 省略 4. 【サービスの変更】 振替日、振替金額（円貨額）の変更が可能です。変更はお手続き日の翌月の振替分からとなります。ご契約中の本サービスと同一通貨につき新たに本サービスのお申し込みがなされた場合には、そのお申込内容への変更の申し込みがあったものとして取り扱います。なお、同日中に異なる受付チャネルより同一通貨の本サービスのお申し込み（変更のお申し込みを含む。）が複数あった場合には、その先後にかかわらず、インターネット、店頭、テレホンバンクの順に優先します。
5. 【サービスの中止】 (1) <u>本サービスの全部または一部を解約し、本サービスを停止（振替の停止）することを希望される場合は、当行所定の書面により、当行にお申し出ください。なお、お客さまのお申出による本サービスの停止の場合、お申し込み時にご提出いただいた本サービスの申込みに係る手続依頼書ごと、一通の手続依頼書によりお申し込みがなされた本サービスの全部が一括して停止されることとなります（一通の手続依頼書でお申し込みいただいたサービスのうち一部のみを停止させることはできません）。</u>	5. 【サービスの中止】 (1) <u>本サービスの解約（振替の停止）は、積立通貨ごとの解約となります。当行所定の書面によりお申し出いただくことにより、お手続き日の翌月の解約となります（お手続き当月分の振替はなされます。）。ただし、外貨の入金先である外貨普通預金口座を解約した場合には本サービスは自動的に解除されます。なお一度解除したサービスの再開はできません。</u>

変更前	変更後
<p>(2) ~ (5) 省略</p> <p>6.【規定等の適用】 省略</p> <p>7.【本規定の変更等】 当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、<u>本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。</u> (後略)</p>	<p>(2) ~ (5) 省略</p> <p>6.【規定等の適用】 省略</p> <p>7.【本規定の変更等】 当行は、本規定の内容を必要に応じて<u>民法548条の4の規定に基づき</u>改定することがあります。本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。 (後略)</p>

2.改定日

2019年9月16日（月）

以上